

(証券コード：6648)

2023年6月12日

(電子提供措置の開始日 2023年6月6日)

株 主 各 位

山 形 県 南 陽 市 小 岩 沢 2 2 5 番 地

株式会社 **かわでん**

代表取締役社長 相 澤 利 雄

第102回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り誠にありがとうございます。

さて、当社第102回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認下さいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.kawaden.co.jp/contents01/ir/>



電子提供措置事項は、インターネット上の当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、「銘柄名（会社名）」に「かわでん」又は「コード」に当社証券コード「6648」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができません。お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年6月27日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月28日（水曜日）午後1時40分
2. 場 所 山形県南陽市小岩沢225番地 当社本社
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第102期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）
事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役11名選任の件
第3号議案 退任取締役に対する役員退職慰労金贈呈の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以 上

会社法改正に伴い、株主総会資料（株主総会参考書類、事業報告、監査報告、計算書類）の電子提供制度が2022年9月1日に施行されましたが、第102回定時株主総会においては、電子提供制度が適用される初年度であることを考慮し、書面交付請求の有無にかかわらず、招集ご通知を従前どおり株主の皆様にお送りしております。

本招集ご通知は、書面交付請求に基づき交付される書面に記載すべき全ての事項を含んでおります。

- ◎当日のご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

事業報告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が和らぐもとで、社会経済活動は回復に向かい、企業収益においても緩やかな持ち直しの動きがみられました。

当業界におきましても、企業収益改善を背景に民間設備投資は持ち直しの動きがみられ受注は堅調に推移いたしました。が、原材料・エネルギー価格の高騰や部品の供給制約の長期化により厳しい環境が継続しておりました。

このような状況下で、当社は営業活動・コスト削減などの取組みに加え、部品供給制約への対応や生産の平準化など全力を傾注してまいりました。これらの結果、売上高は19,664百万円（前期比7.4%増）となりました。

利益につきましては、原材料・エネルギー価格の高騰や部品供給制約の厳しい影響により、営業利益509百万円（前期比44.0%減）、経常利益501百万円（前期比49.7%減）、当期純利益320百万円（前期比50.5%減）となりました。

(2) 資金調達の状況

記載すべき事項はありません。

(3) 設備投資の状況

当事業年度における設備投資額は、300百万円であります。

主な内容は、山形工場及び九州工場における建物設備の更新などによる増加であります。

(4) 直前三事業年度の財産及び損益の状況

区 分	2019年度 第99期	2020年度 第100期	2021年度 第101期	2022年度 第102期 (当事業年度)
売 上 高	21,009,844千円	18,623,735千円	18,306,256千円	19,664,455千円
当 期 純 利 益	661,924千円	962,104千円	646,922千円	320,394千円
1株当たり当期純利益	206.64円	300.36円	201.96円	100.02円
総 資 産	19,340,656千円	20,824,226千円	20,562,311千円	21,462,450千円
純 資 産	14,114,059千円	14,876,464千円	15,280,452千円	15,362,490千円

(注)「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第101期の期首から適用しており、第101期及び第102期にかかる各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(5) 対処すべき課題

当社を取り巻く事業環境は、経済活動全般として回復基調で推移していることから、当社の事業に大きく影響を及ぼす建設等設備投資も穏やかながら増加傾向にあります。

しかしながら、長期化するロシアによるウクライナ侵攻問題やエネルギー価格の高騰等により、わが国を取り巻く経済環境は依然として不透明な状況が継続しております。

① 部品供給制約への対応

新型コロナウイルス感染症拡大を契機として発生した国際的なサプライチェーンの混乱による電機電子部品や関連部材の入手が困難な状況は若干の改善が見られるものの、収束時期は依然不透明な状況です。

当社では部品手配プロセス及びシステムの見直しにより早期発注を推進し、調達先との連携を強化すると同時に、代替部品及び代替調達先の確保に努め、製品の安定供給に向け引き続き取り組んでまいります。

② 製品競争力の確保

カスタム型配電制御設備大手専門メーカーとしての地位を維持するため、何より製品の品質維持・向上と納期の厳守に努め、リードタイム短縮を通じた製造原価改善により価格競争力を高める必要があります。

当社は、顧客のカスタムニーズへの対応とリードタイム短縮を図るための製品の標準化・モジュール化とを両立させる取り組みなど、生産技術の革新を推進してまいります。

③ 営業基盤の確保

当社が製品競争力を有する大規模再開発事業、データセンター等、引き続き活発な需要が見込まれる市場に加えて、今後成長が見込まれる分野である自然エネルギー、脱炭素分野に対するニーズを捉え、太陽光発電用受変電設備等、先端技術を取り入れたソリューションを展開してまいります。

また、当社が長きにわたりトップメーカーとして納入してきた当社製品のリニューアル需要は取引優位性があり安定的な売上と収益への寄与が期待できます。

④ 自己株式の管理

当事業年度末の自己株式の残高は1,862百万円（988,786株）であり、発行済株式総数の23.58%を所有しております。当該自己株式は、資本政策の柔軟性・機動性を確保するため取得しておりますが、自己株式の処分につきましては今後の対処すべき課題の一つと認識しております。

⑤ サステナビリティ経営の追求

「環境と社会と人のために」を基本理念に、事業活動を通じて環境の保全、社会の持続的発展、人間尊重の具現化に貢献することで、持続可能な社会の構築に積極的な役割を果たすとともに、企業価値の向上を目指します。

来るべき脱炭素社会の実現に向け、当社は、省エネルギーに配慮した製品開発や資源リサイクルなど環境負荷低減を念頭においた生産活動を通じ、環境への配慮を意識した企業活動を一層推進します。

また、人材や働き方が多様化するなか、人間尊重の精神のもと多様性を重視しつつ、社会やお客様から信頼されるプロフェッショナル人材の育成と働きやすい組織風土と環境の整備に努め、人材の価値向上に取り組みます。

更には、コーポレート・ガバナンスとコンプライアンスの徹底により経営基盤を維持強化し、社会を含めたすべてのステークホルダーとの相互理解を進め共存共栄を図ってまいります。

(6) 主要な事業内容（2023年3月31日現在）

ビル及び工場、産業施設、大型マンション向けの高圧配電盤、制御盤、分電盤などの配電制御設備の製造・販売を行っております。

(7) 主要な営業所及び工場 (2023年3月31日現在)

本社・山形工場 (本店)	山形県南陽市小岩沢225番地
東京本社	東京都港区港南三丁目8番1号 5階
九州工場	佐賀県佐賀市大和町大字川上4583番地1
首都圏支社 エンジニアリング部	東京都港区港南三丁目8番1号 5階
関西・中部支社	大阪府大阪市淀川区西中島一丁目11番16号 新大阪CSPビル北館2階
その他の支社	東北支社 (仙台市) 関東支社 (さいたま市) 西日本支社 (福岡市)

(8) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

従業員数 (人)	前期末比増減 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)
779	23	40.5	16.8

(注) 従業員数には、季節工、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

(9) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

借 入 先	借 入 金 残 高
	千円
株式会社みずほ銀行	250,000
株式会社三井住友銀行	250,000
株式会社三菱UFJ銀行	250,000
三井住友信託銀行株式会社	58,500
株式会社山形銀行	58,335
株式会社きらやか銀行	33,360
株式会社七十七銀行	25,300
株式会社荘内銀行	12,497
計	937,992

2. 株式に関する事項 (2023年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 (普通株式) 14,400,000株
(2) 発行済株式の総数 (普通株式) 3,203,214株
(自己株式988,786株を除く)
(3) 株主数 1,412名
(4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	株	%
富士化学塗料株式会社	317,000	9.90
光通信株式会社	317,000	9.90
佐藤商事株式会社	115,000	3.59
株式会社立花エレテック	108,500	3.38
株式会社きんでん	100,000	3.12
株式会社関電工	100,000	3.12
株式会社エム・アイ・ピー	99,900	3.12
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505224 (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	92,900	2.90
新海秀治	90,500	2.82
かわでん従業員持株会	82,500	2.57

(注) 1. 当社は、自己株式を988,786株保有しておりますが、上記大株主からは除外しておりません。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役に関する事項（2023年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	信 岡 久 司	
代表取締役社長	相 澤 利 雄	
専 務 取 締 役	武 田 昌 宏	社長室長 兼 経営企画室長
取 締 役	神 保 能 郎	経営管理本部長 兼 経営管理部長
取 締 役	江 頭 俊 朗	製造本部長
取 締 役	小 川 善 之	営業本部長
取 締 役	河 合 秀 樹	営業本部副本部長 兼 東北支社長
取 締 役	田 代 正	製造本部副本部長 兼 九州工場長
取 締 役	奥 村 勇 雄	独立行政法人国際協力機構調達部 外部評価委員 刈谷市入札監視委員会 委員長
取 締 役	眞 鍋 嘉 利	
取 締 役	竹 内 正 樹	株式会社万房 代表取締役
常 勤 監 査 役	長 沼 正 光	
監 査 役	中 川 隆 進	学校法人東京経済大学 理事・評議員 株式会社トマト銀行 相談役
監 査 役	荒 木 新 五	荒木・西畑・三崎法律事務所 弁護士

- (注) 1. 取締役の奥村 勇雄氏、眞鍋 嘉利氏、竹内 正樹氏は社外取締役であります。なお、当社は奥村 勇雄氏、眞鍋 嘉利氏、竹内 正樹氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役の中川 隆進氏、荒木 新五氏は社外監査役であります。なお、当社は中川 隆進氏、荒木 新五氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 当社では、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化のため、また、能力主義に基づく積極的な人材の登用のため、執行役員制度を導入しております。執行役員は16名であります。

(2) 取締役及び監査役の報酬等

①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2022年6月24日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個別の報酬等の内容の決定方法及び決定された内容が取締役会で決議された決定方針と整合しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

・当社の取締役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において決定し、月例の固定報酬である基本報酬と各事業年度の業績に連動した業績連動報酬（賞与）により構成されております。取締役会の決議により委任を受けた代表取締役が、基本報酬については各取締役の役位及び職責に応じ、また業績連動報酬（賞与）については各取締役（社外取締役を除く）の業績への貢献度等を総合的に勘案し、それぞれ決定しております。その際、固定報酬と業績連動報酬との配分については、企業価値の持続的な向上に寄与するために最も適切な支給割合とする方針をもとに決定しております。

また、監査役の報酬については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、監査役の協議により決定しております。

②当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		対象となる 役員の員数 (名)
		基 本 報 酬	業績連動報酬等 (賞与)	
取 締 役 (うち社外取締役)	165,675 (15,900)	122,100 (12,900)	43,575 (3,000)	11 (3)
監 査 役 (うち社外監査役)	25,425 (13,200)	21,000 (12,000)	4,425 (1,200)	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	191,100 (29,100)	143,100 (24,900)	48,000 (4,200)	14 (5)

- (注) 1. 株主総会決議に基づく取締役の報酬限度額（年額）は、2007年6月28日開催の第86回定時株主総会において240,000千円と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、7名（うち社外取締役は0名）です。
2. 株主総会決議に基づく監査役報酬限度額（年額）は、2007年6月28日開催の第86回定時株主総会において72,000千円と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名（うち社外監査役は2名）です。
3. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

③取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、2022年6月24日開催の取締役会にて、取締役の個人別の報酬額の具体的な内容の決定について、代表取締役会長及び代表取締役社長に委任する旨を決議したうえで、その決議に基づき、代表取締役会長 信岡久司と代表取締役社長 相澤 利雄は、専務取締役及び取締役経営管理本部長との協議を経て決定しております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び業績連動報酬（賞与）の評価配分であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を勘案しつつ各担当取締役の担当業務の評価を行うには代表取締役が最も適しているからであります。

(3) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役 奥村 勇雄氏は独立行政法人国際協力機構調達部の外部評価委員並びに刈谷市入札監視委員会の委員長であります。当社との特別な利害関係はありません。
- ・取締役 竹内 正樹氏は株式会社万房の代表取締役であります。当社との特別な利害関係はありません。
- ・監査役 中川 隆進氏は学校法人東京経済大学の理事・評議員並びに株式会社トマト銀行の相談役であります。当社との特別な利害関係はありません。
- ・監査役 荒木 新五氏は荒木・西畑・三崎法律事務所の弁護士であります。当社との特別な利害関係はありません。

②主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社 外 取 締 役	奥 村 勇 雄	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席いたしました。会計検査院職員、大学教授（財政学・金融論）等、豊富な経験と専門知識を有しており、その経験をもとに、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、経営の監督と経営全般への助言など、社外取締役に求められる役割・責任を十分に果たしております。
社 外 取 締 役	眞 鍋 嘉 利	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席いたしました。大手メーカーの製造部門の経営責任者として、製造分野のみならず企業経営における経験及び幅広い見識を有しており、その経験をもとに、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、経営の監督と経営全般への助言など、社外取締役に求められる役割・責任を十分に果たしております。
社 外 取 締 役	竹 内 正 樹	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席いたしました。証券会社において培われた豊富な経験及び幅広い見識を有しております。その経験をもとに、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、経営の監督と経営全般への助言など、社外取締役に求められる役割・責任を十分に果たしております。
社 外 監 査 役	中 川 隆 進	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。大蔵省、銀行取締役等での知識・経験をもとに、経営についての意思決定や代表取締役の業務執行などに対し客観的かつ公正な監査意見を頂いております。
社 外 監 査 役	荒 木 新 五	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。弁護士としての知識・経験をもとに、違法性のチェックを期待するとともに経営についての意思決定や代表取締役の業務執行などに対し客観的かつ公正な監査意見を頂いております。

(4) 責任限定契約に関する事項

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

(5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社のすべての取締役及び監査役であり、被保険者がその業務遂行に伴う行為に起因して損害賠償請求された場合、損害賠償金及び訴訟費用を当該保険契約により填補することとしております。なお、当該保険契約について、保険料は当社が全額負担しております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするために、保険契約上で定められた免責事由に該当する場合には填補の対象としないこととしております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等 32,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、(2)の金額には、これらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、会社法第427条第1項の契約を締結しており、当該契約の内容の概要は次のとおりです。

監査契約の履行に伴い生じた当社の損害について、有限責任監査法人トーマツに故意又は重大な過失があった場合を除き、有限責任監査法人トーマツの会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として当社から受け、又は受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じて得た額をもって、当社に対する損害賠償責任の限度とする。

(4) 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

32,000千円

(5) 解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することができないと判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意により解任いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

・業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

内部統制システムの基本方針

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める業務の適正を確保するための体制の整備について、次のとおり決議いたしました。

(1) 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 役職員の職務の執行が法令・定款に適合し、かつ社会的責任を果すため企業倫理憲章を定め、全役職員に周知徹底させる。
- ② 代表取締役は繰り返しその精神を役職員に伝えることにより、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。

(2) 取締役の職務執行に係る情報の保存・管理に関する体制

文書管理規定に従い、取締役職務執行に係る情報を記録し保存する。取締役及び監査役は、文書管理規定により常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- ① コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティにかかるリスクに関して組織横断的なリスク状況の監視ならびに全社的対応方針の決定については、代表取締役が委員長を務めるリスク管理委員会が行うものとし、危機の未然防止・迅速な対応・再発防止に取り組む。
- ② 各部門は、それぞれの部門に関するリスクの管理を行う。各部門長は定期的にリスク管理の状況をリスク管理委員会に報告する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 全社経営計画及び部門別業務計画を達成するための効率的な資源配分（資金、要員等）を行う。
- ② 取締役の職務分担及び担当部門の職務分掌、職務権限を適切に配分する。
- ③ 合理的な意思決定の過程を経るために常勤取締役・役付執行役員を構成員とする経営会議を設置する。
- ④ 取締役会において、年度計画や当該年度計画に基づく事業部門ごとの業績目標と予算を設定する。
- ⑤ 経営会議及び取締役会において、業務計画の進捗状況を報告する。

- (5) **企業集団における業務の適正を確保するための体制**
当社には親会社及び子会社の何れも存しないため、定めない。
- (6) **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における(監査役を補助すべき)使用人に関する体制**
監査役を補助すべき使用人として、必要に応じて人員を配置する。
- (7) **前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項**
必要に応じて監査役付使用人を設置する場合、当該使用人は、業務執行上の指揮命令系統に属さず監査役の指示命令に従うものとする。また当該使用人の異動、人事考課等に関しては監査役会の事前の同意を得るものとする。
- (8) **取締役・使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**
- ① 取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生、または発生する恐れがあるとき、役職員による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役会に報告する。
 - ② 内部監査室長は内部監査の結果を監査役会に報告するものとする。
- (9) **その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**
監査役は必要に応じて顧問弁護士等の意見を求め、会計監査人、代表取締役と定期的な意見交換会を開催し、適切な意思疎通及び効果的な業務監査の遂行を図る。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における運用状況は次のとおりであります。

- ・取締役会を13回開催し、経営方針の策定等、経営に関する重要事項を決定し、月次の経営業績を検討するとともに、法令・定款等への適合性及び業務の適正を確保する観点から審議いたしました。また、取締役会議事録や稟議書等の取締役職務執行に関する情報は規程に基づき、記録保存し常時閲覧出来るようにしております。
- ・監査役会を13回開催し、社外監査役を含む監査役は、監査に係る方針、計画等を協議決定し、重要社内会議への出席、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令・定款等の遵守について監査を行いました。
- ・内部監査室は内部統制システムが適切に機能しているか、不正が行われていないか、改善すべき事項はないか等を独立した立場から検証すべく、各部門に対して定期的に業務監査を実施いたしました。監査を通して顕在化した問題点は、被監査部門に対してその場で改善勧告を行うほか、社長、監査役会及び取締役会に報告され、適時の改善がなされております。
- ・内部通報制度を整備するとともに、法令違反について早期発見と是正を行う体制を整備し、運用を行っております。
- ・コンプライアンス推進部を中心にコンプライアンスに対する意識の向上に努めました。コンプライアンス教育の一環として、従業員の各職位に応じた各種研修を実施しております。また、リスク管理委員会コンプライアンス分科会を設置し、法令及び規程の遵守状況について確認・評価を定期的を実施しております。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	千円	(負債の部)	千円
流動資産	15,436,379	流動負債	4,847,604
現金及び預金	7,640,797	買掛金	2,615,839
受取手形	411,427	短期借入金	424,989
電子記録債権	1,012,012	1年内返済予定金	270,971
売掛金	3,002,542	長期借入金	3,567
製品	1,258,878	リース債務	216,043
仕掛品	1,039,946	未払消費税等	440,492
原材料	863,485	未払法人税等	185,775
前払費用	56,991	未払費用	114,862
未収入金	73,967	前受金	31,244
未収還付法人税等	69,333	預り金	43,817
その他	27,226	賞与引当金	500,000
貸倒引当金	△20,229	固定負債	1,252,355
固定資産	6,026,071	長期借入金	242,032
(有形固定資産)	4,704,450	リース債務	4,425
建物	2,653,806	退職給付引当金	869,127
構築物	288,288	役員退職慰労引当金	119,419
機械及び装置	1,041,090	資産除去債務	17,351
車両運搬具	4,927	負債合計	6,099,959
工具器具及び備品	114,659	(純資産の部)	
土地	591,000	株主資本	15,221,719
リース資産	7,266	資本金	2,124,550
建設仮勘定	3,411	資本剰余金	1,476,817
(無形固定資産)	213,201	資本準備金	531,587
借地権	8,960	その他資本剰余金	945,230
電話加入権	12,726	利益剰余金	13,482,639
ソフトウェア	162,573	その他利益剰余金	13,482,639
ソフトウェア仮勘定	28,942	繰越利益剰余金	13,482,639
(投資その他の資産)	1,108,419	自己株式	△1,862,288
投資有価証券	391,876	評価・換算差額等	140,771
出資金	519	その他有価証券	140,771
長期前払費用	4,851	評価差額金	
差入保証金	126,941	純資産合計	15,362,490
会員権	29,910	負債・純資産合計	21,462,450
保険積立金	62,060		
繰延税金資産	489,204		
その他	36,055		
貸倒引当金	△33,000		
資産合計	21,462,450		

損 益 計 算 書

(自 2022年4月1日)
(至 2023年3月31日)

科 目	金	額
	千円	千円
売 上 高		19,664,455
売 上 原 価		14,778,645
売 上 総 利 益		4,885,809
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,376,686
営 業 利 益		509,122
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	13,020	
受 取 貸 料	4,175	
保 険 配 当 金	3,910	
受 取 保 険 金	4,595	
助 成 金 収 入	16,257	
そ の 他	8,969	50,927
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	5,725	
売 上 債 権 売 却 損	40,223	
閉 鎖 工 場 等 関 連 費 用	5,370	
保 険 解 約 損	3,661	
そ の 他	3,960	58,940
経 常 利 益		501,109
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	195	195
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	20,585	20,585
税 引 前 当 期 純 利 益		480,720
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	246,500	
法 人 税 等 還 付 税 額	△69,300	
過 年 度 法 人 税 等	24,498	
法 人 税 等 調 整 額	△41,200	160,325
当 期 純 利 益		320,394

株主資本等変動計算書

(自 2022年4月1日)
(至 2023年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
2022年4月1日 残高	2,124,550	531,587	945,230	1,476,817	13,418,502	13,418,502	△1,862,288	15,157,582
事業年度中の変動額								
剰余金の配当					△256,257	△256,257		△256,257
当期純利益					320,394	320,394		320,394
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	64,137	64,137	—	64,137
2023年3月31日 残高	2,124,550	531,587	945,230	1,476,817	13,482,639	13,482,639	△1,862,288	15,221,719

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
2022年4月1日 残高	122,870	122,870	15,280,452
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△256,257
当期純利益			320,394
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	17,901	17,901	17,901
事業年度中の変動額合計	17,901	17,901	82,038
2023年3月31日 残高	140,771	140,771	15,362,490

1. 重要な会計方針

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

1) 有価証券の評価及び評価方法

① その他有価証券

- ・ 市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

- ・ 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・ 製品及び仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

- ・ 原材料

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

建物（建物附属設備を含む）、構築物並びに機械及び装置は定額法、それ以外は定率法であります。

ただし、2016年3月31日以前に取得した製造部門以外の建物附属設備及び構築物については定率法であります。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 2～50年

機械及び装置 2～7年

工具器具及び備品 2～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアは、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員への賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

③退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

- ・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

- ・数理計算上の差異、過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

④役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金支給規定に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

製品の販売に係る収益は、主に配電制御設備製造等による販売であり、顧客との販売契約に基づいて製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、顧客の検収が完了した一時点において、顧客が製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、顧客の検収時点で収益を認識しております。当社の取引に関する支払条件は、通常、短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

2. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 489,204千円

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、将来の利益計画に基づき、課税所得が十分に確保でき回収可能性があると判断した将来減算一時差異について繰延税金資産489,204千円を計上しております。

なお、当社は国内の民間非住宅建築投資の動向による影響を強く受ける事業特性から、国内企業の収益が悪化した場合には、当社業績へ悪影響により課税所得ならびに繰延税金資産の回収可能性の見積りにも影響を及ぼす可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 7,555,382千円

(2) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物	351,597千円
土地	364,327千円
計	715,924千円

② 担保に係る債務

長期借入金	175,009千円
1年内返済予定長期借入金	150,002千円
短期借入金	174,989千円
計	500,000千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	4,192,000	-	-	4,192,000
合計	4,192,000	-	-	4,192,000
自己株式				
普通株式	988,786	-	-	988,786
合計	988,786	-	-	988,786

(2) 配当に関する事項

配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
2022年6月24日 定時株主総会	普通株式	128,128	40	2022年 3月31日	2022年 6月27日
2022年11月9日 取締役会	普通株式	128,128	40	2022年 9月30日	2022年 12月1日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるものについては、本総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- | | |
|------------|------------|
| ① 配当金の総額 | 128,128千円 |
| ② 1株当たり配当額 | 40円 |
| ③ 基準日 | 2023年3月31日 |
| ④ 効力発生日 | 2023年6月29日 |

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については主に流動性の高い金融資産で運用し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規定に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金及び設備投資資金であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日（当事業年度の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（貸借対照表計上額1,485千円）は、「投資有価証券」には含めておりません。

また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、電子記録債権、売掛金、買掛金、短期借入金、未払金並びに未払法人税等については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
① 投資有価証券	390,391	390,391	-
② 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金 を含む)	(513,003)	(512,040)	962

(*)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

② 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

繰延税金資産	
退職給付引当金	264,731
賞与引当金	152,297
減損損失	46,352
未払事業税	15,473
投資有価証券評価損	14,998
役員退職慰労引当金	36,374
未払社会保険料	24,879
製品評価損	19,981
その他	68,599
繰延税金資産小計	643,684
評価性引当額	△99,784
繰延税金資産合計	543,900
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△54,696
繰延税金負債合計	△54,696
繰延税金資産の純額	489,204

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、配電盤制御設備製造事業の単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	配電盤制御設備 製造事業
新規案件事業	14,039,607
リニューアル事業	5,624,847
顧客との契約から生じる収益	19,664,455
その他の収益	-
外部顧客への売上高	19,664,455

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、個別注記表「1. 重要な会計方針(4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

契約負債は、主に製品の引渡前に顧客から受け取った対価であり、貸借対照表において流動負債の前受金に含まれております。顧客との契約から生じた契約負債は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当事業年度
契約負債	31,244

当事業年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高が含まれている金額に重要性はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	4,795円96銭
1株当たり当期純利益	100円02銭

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2023年5月23日

株式会社かわでん

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

仙台事務所

指定有限
責任社員
業務執行社員
指定有限
責任社員
業務執行社員

公認会計士 後 藤 英 俊

公認会計士 福 士 直 和

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社かわでんの2022年4月1日から2023年3月31日までの第102期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第102期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当事業年度の監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役及び従業員ならびに会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準及び当事業年度の監査の方針、監査計画等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の従業員と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議にオンライン形式も活用して出席し、取締役及び従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所においてリモートによる監査も併用し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び従業員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

④ 第102期は監査役会を13回開催いたしました。個々の監査役の出席状況は以下の通りです。

役職	氏名	出席回数
常勤監査役	長沼 正光	12回
監査役（社外）	中川 隆進	13回
監査役（社外）	荒木 新五	13回

監査役会においては、主として常勤監査役から職務執行状況報告を受け、社外監査役の専門的知見やバックグラウンドを活かす形で相互の意見交換を行いました。この意見交換における重要事項については取締役会で取締役と情報収集及び意見交換を実施いたしました。

以上の方法に基づき、当事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
なお、新型コロナウイルスに対しても、取締役により従業員の安全確保と事業継続のための適切な対応が取られており、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「有限責任監査法人トーマツ」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月31日

株式会社かわでん 監査役会

常勤監査役 長 沼 正 光 ⑩

社外監査役 中 川 隆 進 ⑩

社外監査役 荒 木 新 五 ⑩

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第102期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類

金銭

2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金40円 総額128,128,560円

なお、中間配当金として40円をお支払いしておりますので当期の年間配当金は1株につき80円となります。

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年6月29日

第2号議案 取締役11名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（11名）が任期満了となります。
つきましては、新たに取締役11名の選任をお願いするものであります。
取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	のぶおか ひさし 信岡 久司 (1955年1月16日生)	1973年4月 当社入社 2001年8月 当社執行役員首都圏支社長 2009年6月 当社取締役執行役員営業本部営業開発部長 2012年4月 当社取締役執行役員営業本部長 2013年6月 当社取締役常務執行役員営業本部長 2017年6月 当社代表取締役社長 2021年6月 当社代表取締役会長(現任)	8,100株
	(取締役候補者とした理由) 代表取締役として、当社経営を担ってきたその豊富な経験と実績を活かして、引き続き当社の重要な意思決定及び監督機能に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。		
2	あいざわ としお 相澤 利雄 (1957年1月1日生)	1980年4月 当社入社 2013年4月 当社執行役員営業本部首都圏第一支社長 2015年6月 当社取締役執行役員営業本部副本部長兼首都圏第一支社長 2017年4月 当社取締役執行役員営業本部副本部長 2017年6月 当社常務取締役営業本部長 2020年4月 当社専務取締役営業本部長 2021年6月 当社代表取締役社長 2023年4月 当社代表取締役社長 社長執行役員(現任)	5,800株
	(取締役候補者とした理由) 代表取締役として、当社経営を担ってきたその豊富な経験と実績を活かして、引き続き当社の重要な業務執行の決定及び監督機能に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	たけだ まさひろ 武田 昌宏 (1959年7月11日生)	1983年4月 当社入社 2006年7月 当社執行役員社長室長兼経営管理本部総務部長 2017年4月 当社上席執行役員社長室長兼経営管理本部総務部長 2017年6月 当社取締役執行役員社長室長兼経営管理本部副本部長 2019年6月 当社取締役常務執行役員社長室長兼経営管理本部副本部長 2020年4月 当社常務取締役社長室長兼経営管理本部副本部長 2021年6月 当社専務取締役社長室長兼経営企画室長 2023年4月 当社専務取締役専務執行役員社長室長(現任)	2,600株
(取締役候補者とした理由) 管理部門の要職を歴任するとともに、取締役として当社経営を担ってきたその豊富な経験と実績を活かして、引き続き当社の重要な業務執行の決定及び監督機能に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。			
4	じんぼ よしお 神保 能郎 (1963年4月5日生)	1989年10月 当社入社 2015年4月 当社執行役員経営管理本部経営管理部長 2018年4月 当社上席執行役員経営管理本部経営管理部長 2020年4月 当社常務執行役員経営管理本部経営管理部長 2021年6月 当社取締役常務執行役員経営管理本部兼経営管理部長(現任)	2,600株
(取締役候補者とした理由) 経理・財務部門の要職を歴任するとともに、取締役として当社の事業運営に携わってきたその豊富な経験と実績を活かして、引き続き当社の重要な業務執行の決定及び監督機能に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。			
5	おがわ よしゆき 小川 善之 (1969年5月14日生)	1992年4月 当社入社 2020年4月 当社執行役員営業本部関東支社長 2021年4月 当社常務執行役員営業本部副本部長 2021年6月 取締役常務執行役員営業本部長(現任)	900株
(取締役候補者とした理由) 営業部門の要職を歴任するとともに、取締役として当社の事業運営に携わってきたその豊富な経験と実績を活かして、引き続き当社の重要な業務執行の決定及び監督機能に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
6	たしろ ただし 田代 正 (1967年11月22日生)	1990年4月 当社入社 2017年4月 当社執行役員製造本部山形工場 副工場長兼塗装メッキグループ マネジャー 2018年4月 当社執行役員K P S 推進室副室長 兼九州工場長兼塗装メッキグループ マネジャー 2021年4月 当社常務執行役員製造本部九州 工場長兼K P S 推進室副室長 2021年6月 当社取締役常務執行役員製造本部 副本部長兼九州工場長 2023年4月 当社取締役常務執行役員 製造本部長(現任)	6,700株
		(取締役候補者とした理由) 製造部門の要職を歴任するとともに、取締役として当社の事業運営に携わってきたその豊富な経験と実績を活かして、当社の重要な業務執行の決定及び監督機能に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。	
7	かわい ひでき 河合 秀樹 (1965年11月6日生)	1988年4月 当社入社 2017年4月 当社執行役員営業本部東北支社長 2021年4月 当社常務執行役員営業本部東北支社長 2021年6月 当社取締役常務執行役員営業本部 副本部長兼東北支社長(現任)	1,100株
		(取締役候補者とした理由) 営業部門の要職を歴任するとともに、取締役として当社の事業運営に携わってきたその豊富な経験と実績を活かして、引き続き当社の重要な業務執行の決定及び監督機能に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。	
8	※ やました こうじ 山下 孝司 (1968年7月25日生)	1991年4月 当社入社 2017年4月 当社執行役員内部監査室長 2021年4月 常務執行役員内部監査室長 2023年4月 常務執行役員経営企画室長(現任)	7,000株
		(取締役候補者とした理由) 内部監査室、経営企画室等の要職を歴任するとともに、常務執行役員として当社の事業運営に携わった経歴を有しており、その豊富な経験と実績を活かして、当社の重要な業務執行の決定及び監督機能に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。	

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社の株式数
9	おくむら いさお 奥村 勇雄 (1945年2月2日生)	1967年4月 建設省入省 1968年4月 会計検査院入庁 1996年3月 会計検査院官房審議官退職 1996年4月 財団法人社会保険健康事業財団 ペアーレ新宿センター長 2005年4月 帝京平成大学教授 2012年4月 刈谷市入札監視委員会委員長 (現任) 2014年4月 独立行政法人国際協力機構調達部 外部評価委員 (現任) 2015年6月 当社社外取締役 (現任)	一株
(取締役候補者とした理由) 過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与していませんが、会計検査院職員、大学教授(財政学・金融論)等その経歴を通じて培った専門知識を有しており、その豊富な経験・見識を主にコンプライアンス経営に活かし、社外取締役として、当社取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。			
10	まなべ よしし 眞鍋 嘉利 (1957年9月27日生)	1985年9月 横河電機株式会社入社 2008年4月 同社小峰工場長 2012年4月 横河マニュファクチャリング株式 会社代表取締役社長 2013年4月 横河マニュファクチャリング株式 会社代表取締役社長兼横河電機株 式会社執行役員生産本部長 2017年6月 当社社外取締役 (現任)	一株
(取締役候補者とした理由) 大手メーカーの製造部門の経営責任者として製造分野のみならず、企業経営における経験及び幅広い見識を有しており、その豊富な経験・見識を当社の経営体制強化に活かし、社外取締役として、当社取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。			
11	たけうち まさき 竹内 正樹 (1963年9月17日生)	1987年4月 大和証券株式会社入社 2012年4月 同社法人本部事業法人第六部長 2014年4月 同社参与事業法人担当 2016年6月 同社退社 2016年7月 株式会社万房代表取締役 (現任) 2017年6月 当社社外取締役 (現任)	一株
(取締役候補者とした理由) 証券会社において培われた豊富な経験及び幅広い見識を有しており、その豊富な経験・見識を当社の経営体制強化に活かし、社外取締役として、当社取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。			

- (注) 1. ※印は新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と会社との間には特別の利害関係はありません。
3. 候補者 奥村 勇雄氏、眞鍋 嘉利氏及び竹内 正樹氏は、社外取締役候補者であります。
4. 奥村 勇雄氏、眞鍋 嘉利氏及び竹内 正樹氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任年数は、本総会終了の時をもってそれぞれ以下のとおりであります。

奥村 勇雄氏 8年
眞鍋 嘉利氏 6年
竹内 正樹氏 6年

5. 当社は、奥村 勇雄氏、眞鍋 嘉利氏及び竹内 正樹氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。なお、各候補者の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者がその業務遂行に伴う行為に起因して損害賠償請求された場合、損害賠償金及び訴訟費用を当該保険契約により填補することとしております。なお、当該保険契約について、保険料は当社が全額負担のうえ、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。各候補者は取締役選任に選任され就任した際に、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
7. 当社は、奥村 勇雄氏及び竹内 正樹氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

(ご参考) 取締役候補者のスキル・マトリックス

第2号議案が原案どおりに可決されますと取締役の構成は以下のとおりとなります。

氏 名	当社における 現在の地位	経営	営業・ 販売	製造・ 技術	サステナビリティ推進・ DX推進	財務・ 会計	法務・ リスクマネジメント	人事・ 人材開発
信岡 久司	代表取締役会長	○	○	○			○	
相澤 利雄	代表取締役社長 社長執行役員	○	○	○			○	
武田 昌宏	専務取締役 専務執行役員	○			○		○	○
神保 能郎	取締役常務執行役員			○	○	○	○	○
小川 善之	取締役常務執行役員		○	○			○	
田代 正	取締役常務執行役員			○			○	
河合 秀樹	取締役常務執行役員		○	○				
山下 孝司	常務執行役員					○	○	
奥村 勇雄	社外取締役					○		
眞鍋 嘉利	社外取締役	○		○				
竹内 正樹	社外取締役	○				○		

※上記一覧表は、各取締役(候補者)の有する全ての知見・経験を表すものではなく、各取締役(候補者)の経験等もふまえて、特に専門性を発揮することが期待される分野を記載しております。

第3号議案 退任取締役に対する役員退職慰労金贈呈の件

取締役 江頭 俊朗氏は、本総会終結の時をもって任期満了により退任いたしますので、その在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

その具体的金額、贈呈の時期、方法等は取締役会の決議にご一任願いたいと存じます。

なお、本議案は役員退職慰労金規程に基づくものであり、相当であると判断しております。

退任役員の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
えがしら としろう 江頭 俊朗	2021年6月 当社取締役（現任）

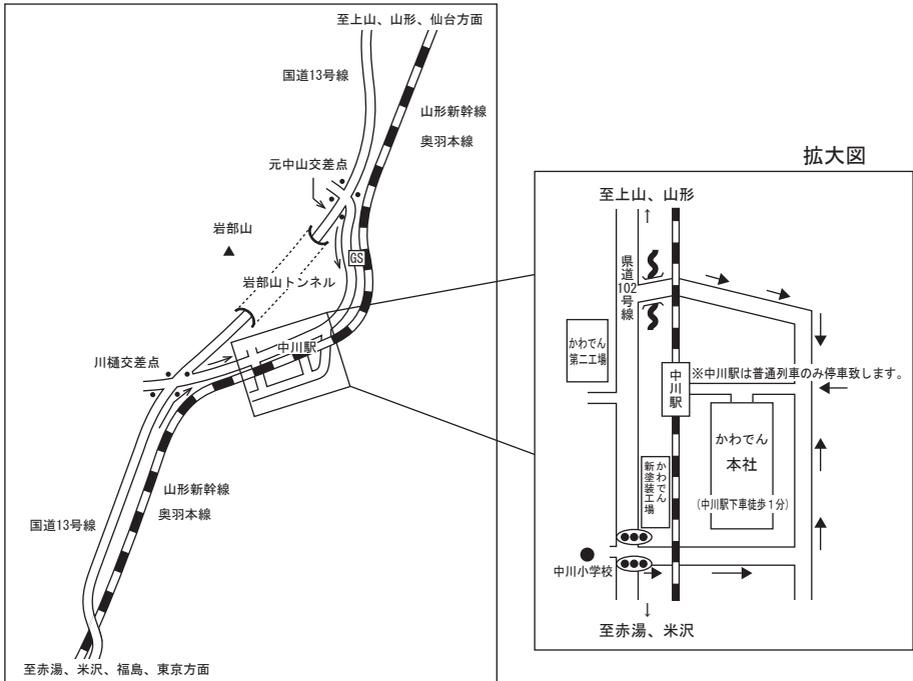
以 上

株主総会会場ご案内図

会場：山形県南陽市小岩沢225番地

当社本社

TEL 0238 (49) 2011



交通 J R奥羽本線中川駅徒歩1分

J R山形新幹線赤湯駅からタクシーで15分